

令和7年第2回九戸村議会定例会会議録

令和7年6月13日（金）

午前10時 開議

◎議事日程(第3号)

- | | | |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 九戸村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第3号 | 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第4号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和7年度九戸村一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和7年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第8号 | 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第9号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第10号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて |
| 日程第11 | 令和7年
請願第2号 | 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願 |
| 日程第12 | 発議第1号 | 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案 |
| 日程第13 | 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第14 | 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第15 | 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第16 | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |

◎出席議員（11人）

1 番	大 崎 優 一 君	8 番	岩 渕 智 幸 君
2 番	久 保 えみ子 君	9 番	保大木 信 子 君
3 番	渡 保 男 君	10 番	古 舘 巖 君
5 番	中 村 國 夫 君	11 番	川 戸 茂 男 君
6 番	坂 本 豊 彦 君	12 番	桂 川 俊 明 君
7 番	上 村 昇 君		

◎欠席議員（1人）

4 番 高 崎 覺 志 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保 勝 彦 君
副 村	長	岩 崎 一 弘 君
教 育	長	高 橋 良 一 君
総 務 課	長	野辺地 利 之 君
村づくり推進課	長	川 原 憲 彦 君
会 計 管 理 者		
兼税務住民課	長	大 崎 篤 史 君
保 健 福 祉 課	長	篠 山 剛 君
保健福祉課主幹		小野寺 さゆり 君
産 業 振 興 課	長	浅 水 涉 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
上 下 水 道 課	長	下高山 朋 徳 君
兼水道事業所	長	
教 育 次 長		松 浦 拓 志 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	柳 平 善 行
主 任	山 本 猛 輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、4 番、高崎覺志議員から欠席の届けがありました。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

6 月 13 日付で村長から別紙、長提出追加議案等一覧表のとおり、追加議案 3 件の送付がありました。議案は、お手元に配布のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案第 1 号から議案第 7 号までの議案 7 件につきましては、説明が終わっておりますので、質疑から行います。

日程第 1、議案第 1 号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 1 号「九戸村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第２、議案第２号「九戸村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第２号「九戸村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第３、議案第３号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第３号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第３号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第4、議案第4号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第4号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第5、議案第5号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第5号「令和7年度九戸村一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第6、議案第6号「令和7年度伊保内財産区特別会計

補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和7年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第7、議案第7号「令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「令和7年度九戸村水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第8、議案第8号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第8号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」、説明いたします。

次の方を九戸村教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、九戸村大字伊保内第19地割5番地3。氏名は、小松聡純氏でございます。

令和7年6月13日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、現委員が、令和7年8月11日をもって任期満了となるため、任命しようとするものでございます。なお、任期は、令和7年8月12日から、令和11年8月11日までの4年間でございます。説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、久保えみ子議員

○2番（久保えみ子君） 一つだけ伺いたいいたします。現教育委員は、半数が女性ということで、男女共同参画という点からもバランスが取れていると思います。今度、女性の方が任期が来るとということで、新しく男性の方が提案されていますが、現委員の女性の方は、まだ1期だけ務められた方ですが、この方に打診はしたのでしょうか。

○議長（桂川俊明君） 総務課長

○総務課長（野辺地利之君） お答えをさせていただきます。まず、男女の共同参画の関係でございますが、国のほうでは、第5次男女共同参画基本計画における成果目標というものがございます。この中では、都道府県および市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数というのを2025年、令和7年度でございますが、2025年度末にはゼロにしたいという方針がございます。

当村におきましては、現在お二人のうち、もうお一人が残っておるということで、女性の委員もいるということで考えております。そして今回、提案をいたします委員の方につきましては、教育委員に関しましては地方自治法によりまして、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て任命する」ということになっております。これを受けまして、今回、提案する方につきましては、これまでのさまざまな教育の発展に貢献された高い識見をお持ちで、教育委員として適任であるということで判断をいたしまして、提案をしたというものでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君） 2 番、久保えみ子議員

○2 番（久保えみ子君） その方、前の方に、打診する、しないかは、当局の考えだと思っんですけども。一度は打診、今の答弁からいけば打診もしなかったのかなというように受けとめました、その点はもう一度お願いします。

（「議長」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 村長

○村長（大久保勝彦君） 休憩をお願いします。

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 14 分）

再開（午前 10 時 15 分）

○議長（桂川俊明君） 再開いたします。

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「議長、2 番」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「議長、2 番」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 2 番、久保えみ子議員

○2 番（久保えみ子君） 議案第 8 号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」、反対の立場で討論します。

現在、九戸村においては、教育委員 4 名のうち、2 名が女性の委員です。男女共同参画によって、より良い社会にしていくという方向にも沿っているもので、九戸村でも、ようやくそうした体制が実現してきたところです。教育委員会の役割は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 21 条や第 23 条などにもあるように、学校教育のみならず、例えば、第 21 条の 12 項では「青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育に関すること。」とされているように、すべての村民にとっての生涯学習を含むものとして、教育関係事項をカバーしています。このような役割を担う機関にあって、女性の参画が重要ですし、女性委員を減らすべきではありませんし、引き続き現職の方に担っていただきたいと思います。提案された方、個人の問題ではありません。より良い社会をつくっていくための、女性の役割の重要性を認識していただくことを求めまして、この議案に対しまして、反対します。

○議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございますか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立する。)

○議長(桂川俊明君) ご着席願います。

表決の結果を報告いたします。

議長を除いた今の出席議員は、10人であります。

そのうち賛成5人、反対5人であります。

ただ今報告いたしましたとおり、賛成、反対が同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決いたします。

議案第8号については、議長は「賛成」と採決いたします。

従って、議案第8号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は、「同意する」ことに決定いたしました。

◎議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第9、議案第9号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長(野辺地利之君) それでは、議案第9号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」、説明いたします。

次の方を、九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、九戸村大字戸田第21地割84番地。氏名は、小笠原耕悦氏でございます。

令和7年6月13日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、現委員が、令和7年7月6日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。なお、任期は、令和7年7月7日から、令和10年7月6日までの3年間でございます。説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第9号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

◎議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第10、議案第10号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（野辺地利之君） それでは、議案第10号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」、説明いたします。

次の方を、九戸村固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、九戸村大字伊保内第11地割18番地5。氏名は、高橋治巳氏でございます。

令和7年6月13日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございますが、現委員が、令和7年7月14日をもって任期満了となるため、選任しようとするものでございます。なお、任期は、令和7年7月15日から、令和10年7月14日までの3年間でございます。説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂川俊明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 10 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者が起立する。)

○議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第 10 号「固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。

◎令和 7 年請願第 2 号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 11、令和 7 年請願第 2 号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願」を議題いたします。

ただ今、議題となりました請願の審査は、3 月 3 日の会議において、産業民生常任委員会に審査を付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。審査結果について、産業民生常任委員長から報告を求めます。

産業民生常任委員長、上村 昇議員の登壇を許します。

産業民生常任委員長、上村 昇議員

(産業民生常任委員長 上村 昇君登壇)

○産業民生常任委員長（上村 昇君） ただ今議題となりました令和 7 年請願第 2 号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、採択とすべきものと決定いたしました。以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

(産業民生常任委員長 上村 昇君降壇)

○議長（桂川俊明君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和 7 年請願第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、令和7年請願第2号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第12、発議第1号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、産業民生常任委員長、上村 昇議員の登壇を許します。

産業民生常任委員長、上村 昇議員

(産業民生常任委員長 上村 昇君登壇)

○産業民生常任委員長(上村 昇君) ただ今議題となりました発議第1号「訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案」について、提案説明いたします。

本案は、地方自治法第109条第6項及び九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により、提出するものでございます。

提案理由でございますが、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うよう、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣でございます。なお、意見書案については配布しておりますので、朗読は割愛させていただきます。

以上、提案説明とさせていただきますが、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(産業民生常任委員長 上村 昇君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) ご異議なしと認めます。

従って、発議第 1 号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書案」は、原案のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 13、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の教育施設等の視察調査ならびに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 14、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査ならびに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 15、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査

の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申し出のとおり、議会広報紙の発行および広聴に関する事務ならびに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 16、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和 7 年第 2 回九戸村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午前 10 時 37 分）